

瀬戸市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月27日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市条例第15号

瀬戸市介護保険条例の一部を改正する条例

瀬戸市介護保険条例（平成12年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(保険料率) 第3条 <u>平成27年度から平成29年度までの各</u> 年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 年額 <u>26,705円</u> (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 年額 <u>36,794円</u> (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 年額 <u>44,508円</u> (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 年額 <u>52,223円</u> (5) <u>令第39条第1項第5号に掲げる者</u> 年額 <u>59,344円</u> (6) 次のいずれかに該当する者 年額 <u>65,</u>	(保険料率) 第3条 <u>平成24年度から平成26年度までの各</u> 年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 年額 <u>23,924円</u> (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 年額 <u>23,924円</u> (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 年額 <u>39,873円</u> (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 年額 <u>53,163円</u> (5) 次のいずれかに該当する者 年額 <u>60,</u>

279円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 年額 72,994円

ア 合計所得金額が190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 年額 80,115円

ア 合計所得金額が290万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当

075円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が125万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第7号イ又は第8号イに該当する者を除く。）

(6) 次のいずれかに該当する者 年額 66,454円

ア 合計所得金額が200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第8号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 年額 79,745円

ア 合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 年額 89,016円

- ア 合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 年額 103,852円

- ア 合計所得金額が600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 年額 109,787円

- ア 合計所得金額が800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 年額 115,721円

(8) 次のいずれかに該当する者 年額 93,036円

- ア 合計所得金額が600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

<p>ア <u>合計所得金額が1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</u></p> <p>イ <u>要保護者であつて、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。</u></p> <p>(13) <u>前各号のいずれにも該当しない者 年額 121,656円</u></p> <p>2 <省略> (賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得、喪失等があつた場合)</p> <p>第5条 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至つた者及び(1)に係る者を除く。）、<u>ロ若しくは三、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至つた第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至つた日の属する月の前月まで、月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至つた日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。</u></p> <p>4 <省略></p>	<p>(9) <u>前各号のいずれにも該当しない者 年額 98,352円</u></p> <p>2 <省略> (賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得、喪失等があつた場合)</p> <p>第5条 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至つた者及び(1)に係る者を除く。）、<u>ロ若しくはハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ又は第6号ロに該当するに至つた第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至つた日の属する月の前月まで、月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至つた日の属する月から令第39条第1項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号又は第6号に規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。</u></p> <p>4 <省略></p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の瀬戸市介護保険条例第3条第1項の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。